

# 別紙

## 2. 忠岡町地域防災計画(修正案)について

意見・修正提案あり > 7名

意見・修正提案なし > 24名

### (1)意見・修正提案等

ページ	「編」番号	「章」番号	「節」番号	「項」番号	詳細項目	機関・団体名	【意見・修正提案】	【事務局回答】
目次-3	目次 災害予防対策	第1章 防災体制の整備	第8節 ライフライン確保体制の整備	第3 電力	第8節 ライフライン確保体制の整備 ----- 36 ... 第3 電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社) ----- 37	関西電力送配電株	追記 災害発生時には関西電力株と関西電力送配電株が一体となって災害対応にあたることから、連盟標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正します。
総則-1	総則	—	第1節 目的等	第3 災害想定	この計画においては、本町の地勢、地質、気象等・・・災害を想定した。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。	忠岡町	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)との整合 ・総則 第1節 目的等 第3 災害想定(P1参照) 本文	第1節 第3 災害想定 の本文の後に、「また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。」を追加します。
総則-3	総則	—	第3節 防災の基本方針	—	災害応急対策段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発生直前の気象予報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い一旦被害が発生したときには・・・	忠岡町	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)との整合 ・総則 第2節 防災の基本方針(P3参照) 4番目の段落	第3節 防災の基本方針 の本文の5番目段落に「まず災害発生直前の気象予報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、」を追加します。
予防-9	災害予防対策	第1章 防災体制の整備	第2節 情報収集伝達体制の整備	第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	2 無線通信施設の整備 本町は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。 (1) 本町防災行政無線(移動系・回報系)の整備充実 (2) 消防無線のデジタル化の整備充実 (3) MCA無線、衛星電話、地域FM、緊急通報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備 (4) 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保	忠岡町	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)との整合 ・予防 第1章 第2節 情報収集伝達体制の整備 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備 2 無線通信施設の整備 (3)エ (P42参照)	第1章 第2節 第1 2 無線通信施設の整備に「(4) 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保」を追加します。
総則-10	災害予防対策	—	第4節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱	第6 指定公共機関及び指定地方公共機関	4 関西電力株、関西電力送配電株 (1) 電力施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること (2) 災害時における電力の供給確保に関すること	関西電力送配電株	追記 災害発生時には関西電力株と関西電力送配電株が一体となって災害対応にあたることから、連盟標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正します。
予防-20	災害予防対策	第1章 防災体制の整備	第5節 緊急輸送体制の整備	—	前文	風土木事務所	本町、大阪府その他防災関係機関は、災害発生時に消火、救助・救急医療ならびに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに災害発生時の緊急輸送活動のため、確保すべき道路、港、河川等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について整理・点検する。 H29.11修正時チェックシート要修正(下線部分港湾、漁港、)関連がある施設を反映	意見・修正提案のとおり修正します。
予防-30	災害予防対策	第1章 防災体制の整備	第6節 避難受入れ体制の整備	第5 避難誘導体制の整備	1 本町 (5)	風土木事務所	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)といった避難準備段階について、河川管理者・水防管理者、気象庁の協力を得つつ、洪水、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。 ※R3.1大阪府地域防災計画を反映	意見・修正提案のとおり修正します。
予防-35	災害予防対策	第1章 防災体制の整備	第7節 緊急物資確保体制の整備	第2 食料・生活必需品の確保	2 その他の物資の確保 (1) (14)	風土木事務所	簡易ベッドが重複している。別の物を指しているのであれば表現を変更	「(1)簡易ベッド」を削除し、以下番号を修正します。
予防-37	災害予防対策	第1章 防災体制の整備	第8節 ライフライン確保体制の整備	第3 電力(関西電力株、関西電力送配電株)	—	関西電力送配電株	追記 災害発生時には関西電力株と関西電力送配電株が一体となって災害対応にあたることから、連盟標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正いたします。

ページ	「編」番号	「章」番号	「節」番号	「項」番号	詳細項目	機関・団体名	【意見・修正提案】	【事務局回答】
予防-41	災害予防対策	第1章 防災体制の整備	第8節 ライフライン確保体制の整備	第6 住民への広報	2関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び大阪ガス株式会社ネットワークカンパニーは、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。	関西電力送配電機	追記 災害発生時には関西電力機と関西電力送配電機が一体となって災害対応にあたることから、連盟標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正いたします。
予防-48	災害予防対策	第1章 防災体制の整備	第11節 帰宅困難者支援体制の整備	前文	本町は、可能な範囲で…一時滞在施設の確保を図る。 このため、本町は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。 本町は、可能な範囲で地域における… また、国、大阪府、本町、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による…	忠岡町	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)との整合 ・予防第1章 第11節 帰宅困難者支援体制の整備 前文 (P83参照)	第11節 帰宅困難者支援体制の整備 3番目段落と4番目段落との間に、以下の一文を追加・挿入します。 「このため、本町は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。」 下から2番目段落の最初の部分を、「このため、大阪府、他市町村とも連携し、」から「また、国、大阪府、本町、関西広域連合等は連携して、」に修正します。
予防-49	災害予防対策	第2章 地域防災力の向上	第1節 防災意識の高揚	第1 防災知識の普及啓発	1 普及啓発の内容 (2)災害の備え オ 指定緊急避難場所・避難路・避難所(コンクリート屋内退避所を含む。)、家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の確認	忠岡町	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)との整合 ・予防第2章 第1節 防災意識 1 普及啓発の内容 (2)災害への備え オ (P87参照)	「オ 避難場所・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認」を「オ 指定緊急避難場所・避難路・避難所(コンクリート屋内退避所を含む。)、家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の確認」に修正します。
予防-62	災害予防対策	第3章 災害に強いまちづくり(災害予防対策の推進)	第1節 都市の防災機能の強化	第7 ライフライン施設災害予防対策	3 電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社) 災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の改修と保全に努める。 (1)発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害…	関西電力送配電機	追記 災害発生時には関西電力機と関西電力送配電機が一体となって災害対応にあたることから、連盟標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正します。
予防-80	災害予防対策	第3章 災害に強いまちづくり(災害予防対策の推進)	第4節 水害予防対策の推進	第4 水害減災対策	前文	風土木事務所	洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、 <b>洪水予報、水位周知河川</b> の洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防情報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。	意見・修正提案のとおり修正します。
予防-81	災害予防対策	第3章 災害に強いまちづくり(災害予防対策の推進)	第4節 水害予防対策の推進	第4 水害減災対策	(3) 水防情報の発表	風土木事務所	ア 大阪府は、管理河川、海岸のうち、洪水または、高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、海岸について、洪水または高潮の恐れがあると認めるときは水防警報を <b>発せし</b> 、直ちに水防管理者に通知する。 応急-34 第2水防警報及び洪水予報等 1 知事が発表する水防警報 文言の統一	意見・修正提案のとおり修正します。
予防-82	災害予防対策	第3章 災害に強いまちづくり(災害予防対策の推進)	第4節 水害予防対策の推進	第4 水害減災対策	1 洪水予報及び水防警報等(6)ア(ウ)イ(ア)	風土木事務所	地下街がなく、また今後設置される可能性が低いことから大阪府地域防災計画・第3章災害予防対策の推進 5地下空間対策が計画に位置付けされていないため地下街関連を修正する必要がある。	意見・修正提案のとおり、地下街等に関する記述「イ(ア)地下街等の所有者又は管理者は、…」を削除します。
予防-83	災害予防対策	第3章 災害に強いまちづくり(災害予防対策の推進)	第4節 水害予防対策の推進	第4 水害減災対策	ため池の治水活用	風土木事務所	府が余水吐けの改良等の整備を行った後、町やため池管理者等、関係機関と連携する必要があるため反映する必要がある。	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)P127 「7 ため池の治水活用」を追記します。
予防-83	災害予防対策	第3章 災害に強いまちづくり(災害予防対策の推進)	第4節 水害予防対策の推進	第4 水害減災対策	3 防災訓練の実施・指導 (1)防災訓練の実施 本町及び大阪府は、防災週間(略)きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水害に的確に対処する(略)	忠岡町	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)との整合 ・第3章 第4節 水害予防対策の推進 第4 水害減災対策 4 防災訓練の実施・指導 (1)防災訓練の実施・指導 (P126参照)	(1)防災訓練の実施・指導 の本文中、「住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。」を「住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。」に修正します。
応急-89	災害応急対策	第1章 活動体制の確立	第1節 組織動員	第1 組織体制 第2 動員配備体制	2 災害対策本部の設置 1 配備指令	風土木事務所	組織体制において南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときの体制が反映されていない。また、東海地震に係る警戒宣言が発せられたことを認知したときは、災害対策本部が設置されるのに対し、配備指令では、(2)A号配備設備の 配備体制では 災害警戒本部の設置となるため整合をとる必要がある。	ご意見・修正提案に従い、以下の内容に修正します。 ・南海トラフ地震臨時情報が…をP9のB号配備に③として追記 ・東海地震に係る…をP8のA号配備からP9のB号配備に②として移動 ・資料編「資料2 防災組織・体制関係 (2)災害時の組織と配備」についても追記
応急-10	災害応急対策	第1章 活動体制の確立	第2節 自衛隊の災害派遣	第2 自衛隊の自発的出動基準	1 要請を待つ暇のない場合の災害派遣	風土木事務所	H31.1修正チェックシートにおいて、自衛隊による提案型の支援を無条件に受け入れるのではなく、本町と協議のもと、適切な受け入れの可否を検討するという姿勢を明記とあるが、自衛隊法第83条第2項に定められているため反映が必要と思われる。	大阪府地域防災計画P152～153f1 要請を待つとまのない場合の災害派遣」を追記します。

ページ	「編」番号	「章」番号	「節」番号	「項」番号	詳細項目	機関・団体名	【意見・修正提案】	【事務局回答】
応急-20	災害応急対策	第2章 情報収集伝達・警戒活動	第1節 警戒期の情報伝達	第1 気象予報の伝達	(3)特別警報	風土木事務所	大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 <b>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル6に相当。 追加</b>	意見・修正提案のとおり修正します。
応急-36	災害応急対策	第2章 情報収集伝達・警戒活動	第2節 警戒活動	第5 ライフライン・交通警戒活動	(4)ガス (大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー)	風土木事務所	括弧漏れ	意見・修正提案のとおり修正します。
応急-39	災害応急対策	第2章 情報収集伝達・警戒活動	第3節 津波警戒活動	第1 避難対策等	本町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示(緊急)を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、大阪府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難指示(緊急)、避難誘導等の必要な措置を講ずる。	忠岡町	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)との整合 ・第2章 第3節 津波警戒活動 第1 避難対策等 2 沿岸市町 前文 (P205参照)	第1 避難対策等 の前文を、「本町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示(緊急)を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、大阪府警察及び大阪海上保安部(岸和田海上保安署)と協力して、避難指示(緊急)、避難誘導等の必要な措置を講ずる。」に修正します。
応急-36	災害応急対策	第2章 情報収集伝達・警戒活動	第2節 警戒活動	第5 ライフライン・交通等警戒活動	(3)電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社) ア 応急対策委員の確保(待機及び非常呼集体制の確立) イ 応急対策用資機材の確保	関西電力送配電	追加 災害発生時には関西電力と関西電力送配電が一体となって災害対応にあたることから、連盟 標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正します。
応急-40	災害応急対策	第2章 情報収集伝達・警戒活動	第3節 津波警戒活動	第3 ライフライン・放送事業者の活動	3 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社の電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多量化など電力供給のための体制を確保する。	関西電力送配電	追加 災害発生時には関西電力と関西電力送配電が一体となって災害対応にあたることから、連盟 標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正します。
応急-54	災害応急対策	第3章 消火、救助、救急、医療救護	第2節 医療救護活動	第3 後方医療対策	2 災害医療機関の役割	風土木事務所	医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院 平成28年6月4日付け災害拠点病院に指定されているため追加	意見・修正提案のとおり修正します。 ・「イ 地域災害拠点病院」へ追加します。
応急-62	災害応急対策	第4章 避難行動	第2節 避難所の開設・運営～			風土木事務所	<del>指定避難所</del> に文言を統一	ここの「避難所」の記述は、指定避難所に限らず、避難施設全般に通ずる内容であるため、現状どおり一般的な意味合いを含めた「避難所」の記述のままとします。
応急-73	災害応急対策	第6章 二次災害防止、ライフライン確保	第1節 公共施設応急対策	第1 公共土木施設等	1河川施設、海岸施設、ため池等農業用施設	風土木事務所	風土木事務所を明記すると、海岸保全施設及びため池等農業用施設の現地指導班である大阪港 湾局及び泉州農と緑の総合事務所を明記する必要があるため大阪府地域防災計画にある <b>避難所 避難所</b> に修正 【参考】大阪府地域防災計画P257 令和2年度大阪府水防計画P9	意見・修正提案のとおり修正します。 (府計画P257参照)
応急-73	災害応急対策	第6章 二次災害防止、ライフライン確保	第1節 公共施設応急対策	第1 公共土木施設等	2その他公共土木施設	風土木事務所	大阪府を削除 (1)本町、大阪府及び施設管理者は、(略)その旨を直ちに大阪府に報告する。	意見・修正提案のとおり修正します。
応急-76	災害応急対策	第6章 二次災害防止、ライフライン確保	第3節 ライフライン・放送の確保	第1 被害状況の報告報告	2 大阪広域水道企業団忠岡水道センター、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において…	関西電力送配電	追加 災害発生時には関西電力と関西電力送配電が一体となって災害対応にあたることから、連盟 標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正します。
応急-77	災害応急対策	第6章 二次災害防止、ライフライン確保	第3節 ライフライン・放送の確保	第2 ライフライン事業者における対応	3 電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社) (1) 応急措置 …	関西電力送配電	追加 災害発生時には関西電力と関西電力送配電が一体となって災害対応にあたることから、連盟 標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正します。
応急-91	災害応急対策	第7章 被災者の生活支援	第5節 住宅の応急確保	前文	本町及び大阪府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する	忠岡町	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)との整合 ・第7章 第5節 住宅の応急確保 前文 (P271参照)	第5節 住宅の応急確保 の本文の前文を、「本町及び大阪府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置」から「本町及び大阪府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置」に修正します。

ページ	「編」番号	「章」番号	「節」番号	「項」番号	詳細項目	機関・団体名	【意見・修正提案】	【事務局回答】
応急-100	災害応急対策	第8章 社会環境の確保	第2節 廃棄物の処理	第3 災害廃棄物等(津波堆積物を含む。)処理	1 初期対応 (1) 本町は、災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。 2 処理活動 (2) 本町は、災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。	忠岡町	大阪府地域防災計画(令和元年11月修正)との整合・第8章 第2節 第3 災害廃棄物等(津波堆積物含む。)処理 1 市町村 (P286参照)	1 初期対応 の「(1)本町は、災害廃棄物等の発生量を把握する。」を、「(1) 本町は、災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。」に修正します。 2 処理活動 の「(2) 本町は、災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。」を、「(2) 本町は、災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。」に修正します。
復旧・復興-11	災害復旧・復興対策編	第1章 災害復旧対策	第5節 ライフライン等の復旧	—	3 電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社) (1) 復旧計画 ...	関西電力送配電株	追記 災害発生時には関西電力株と関西電力送配電株が一体となって災害対応にあたることから、連盟標記へと修正するもの。	意見・修正提案のとおり修正します。
資料-18	資料	資料2 防災組織・体制関係	—	—	大阪ガス株ネットワークカンパニー 南部導管部	大阪ガス株	連絡先の修正をお願い致します。 修正前) 0722-38-2394 修正後) 072-222-0589	意見・修正提案のとおり修正します。
資料-18	資料	資料2 防災組織・体制関係	—	—	(4)防災関係機関等連絡先一覧表 関西電力送配電株大阪支社 大阪南総務部 大阪市住之江区浜口西3丁目9番5号 0800-777-3081	関西電力送配電株	修正 住所及び連絡先の修正	意見・修正提案のとおり修正します。

(2)その他意見等

【その他意見等】	【事務局回答】
日頃より住民の協力、団結が必要。だんじりの時は青年団や中学生の協力を得るなど、お互い様、互助の心、思いやりの気持ちを持って各種活動に取り組みたいと思います。 担架を2、3台、わかりやすいカラーで目立つものを購入して良いのではないかと思います。軽リヤカー1、2台も用意していただきたい。 【忠岡町身体障害者福祉会】	本町においても、住民の皆様には、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけていただくとともに、本町や自主防災組織など地域団体が行う防災訓練や講習会等へ積極的にご参加いただき、地域で連携、協力できる体制づくりに努めていただきたいと思います。 担架や軽リヤカーなどの防災備品については、備蓄の必要性等を十分に勘案した上で購入の検討を進めて参ります。
忠岡町地域防災計画に対する取り組みに、とても心強く、有難い思いです。 益々安心して住み良い忠岡町である事を願っております。 【忠岡町母子寡婦福祉会】	本町は、住民の皆様との相互協力のもと、町域並びに住民の皆様の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として本計画を策定いたします。住民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、本計画に基づき防災対策を進めて参ります。
資料編-68.69の災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定書において、協定を締結している施設が全て高齢者施設なので、障がいのある子どもなどがお年寄りの方に気を遣わず避難できる施設と協定を締結していただきたいです。 和泉支援学校は3市1町で、2市(和泉市、泉大津市)がすでに協定を締結しているそうです。忠岡町においても、協定を締結していただくことを希望します。また、高齢者施設以外に作業所や福祉センターなど避難施設の選択肢を増やしていただきたいです。 【忠岡町しょうがい支援福祉会】	本町が協定締結を行う福祉避難所の施設種別や施設数等については、障がい福祉サービス事業所や地域生活支援事業所等、利用者のニーズに応じた対応ができるよう、必要に応じて協定締結に努めて参りたいと考えております。 また、災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定については、和泉支援学校と協定を締結をさせていただく方向で検討しております。ただし、実際の災害時の運用方法について、避難所従事者の職員動員体制や備蓄整備等、詳細な協議を行う必要があり、現在協議を行っているところであります。新たな避難施設が追加された際には、町ホームページ等で周知させていただきます。